

## 美濃加茂市公告第10号

### 美濃加茂市女性デジタル人材育成事業委託業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市女性デジタル人材育成事業委託業務に係る公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和8年4月21日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

#### 1 発注主管課 美濃加茂市市民協働部ひとづくり課

#### 2 業務概要

- (1) 業務名 美濃加茂市女性デジタル人材育成事業委託業務
- (2) 業務場所 美濃加茂市内及び受注者が業務を実施する場所（受注者の事業所、施設等を含む）
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月13日まで
- (4) 目的 女性が時間や場所、年齢に捉われずに高収入・高付加価値な仕事に就ける選択肢を提供すること、さらには、市内企業におけるDX推進の中核人材、デジタルスキルを活かして地域の課題解決に寄与する人材、女性起業家の創出といった、より多様で質の高いキャリアパスを美濃加茂市で実現することを目的とする。
- (5) 業務内容 別紙「美濃加茂市女性デジタル人材育成事業委託業務仕様書」のとおりとする。ただし、仕様書は現時点での暫定的なものであり、最優先候補者の企画提案内容等に応じて市と協議して最終決定する。

#### 3 参加資格

参加事業者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年美濃加茂市告示第23号。以下「要綱」という。）第4条第1項各号に規定する者であること。
- (2) 美濃加茂市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であっても、要綱第4条第2項に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。ただし、契約の相手方となったときは、契約締結時までに参加資格者申請をするものとする。
- (3) 運営に際して、トラブル等の発生に対し早急に対応が可能であること。

#### 4 参加事業者の条件

業務について、過去3年以内に他自治体が発注した類似業務（女性に特化したデジタル人材育成に関する業務）の実績があり、かつ、適正な遂行体制を有する者であること。

#### 5 失格要件

参加表明書を提出してから最優先候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、市は、当該参加事業者を失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
  - (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行った場合
  - (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合
  - (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
  - (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
  - (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - (9) 著しく信義に反する行為があった場合
- 2 前項の場合は、その理由を付して文書で通知するものとする。

#### 6 参加に関する留意事項

参加に関する留意事項は、次のとおりである。

- (1) 参加事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案した内容について業務の実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権等は、作成者に帰属する。ただし、市が採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。
- (5) 採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (6) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由いかん何に関わらず提案書の返却はしない。
- (7) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、又は記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (8) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例

(平成11年美濃加茂市条例第20号)に基づき、提案書を公開することがある。

## 7 スケジュール

公告	令和8年4月21日(火)
質問の受付	令和8年4月22日(水)午前9時から 同月28日(火)午後4時45分まで
質問の回答	令和8年5月1日(金) ※質問の受付・回答方法の詳細は後述
参加表明書の提出期間	令和8年5月1日(金)午前9時から 同月12日(火)午後4時45分まで
参加資格確認通知書等の送付	令和8年5月14日(木)を予定
提案書等の提出期間	令和8年5月15日(金)午前9時から 同月21日(木)午後4時45分まで
1次審査(書類審査)	令和8年5月28日(木) ※参加事業者が5事業者未満の場合は省略する。
2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年6月4日(木)
契約締結	令和8年6月中旬以降を予定

## 8 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

公募型プロポーザル方式等参加表明書(要綱に定める様式第1号)

### (2) 提出先

美濃加茂市市民協働部ひとづくり課(美濃加茂市太田町3425-1 美濃加茂市生涯学習センター1階)

TEL 0574-25-2111(内線400)

FAX 0574-28-1109

電子メール: hito@city.minokamo.lg.jp

開庁時間 平日午前8時45分から午後4時45分まで

### (3) 提出方法

郵送、持参又は電子メールで提出するものとする。郵送の場合は、簡易書留

又は書留とし、期限までに到着するよう発送すること。また、郵送日に必ず電話で郵送した旨を連絡すること（持参及び電話連絡は開庁時間内に限る。）。

電子メールの場合は、参加表明書の提出期間内に送信を完了すること。また、電子メール送信日に発注者に対して電話で受信の確認をすること（電話連絡は開庁時間内に限る。）。

(4) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和8年5月14日（木）までに行うものとし、その結果は、電子メールにて通知する。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和8年5月21日（木）までに書面により理由について説明を求めることができる。この場合において市は、令和8年5月28日（木）までに書面により回答する。

## 9 説明会 業務の説明会は実施しない。

### 10 質問の受付・回答

(1) 提出書類 質問書（様式1）

(2) 提出方法

参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出するものとする。なお、参加事業者は、電子メール送信日に発注者に対して電話で受信の確認をすること（電話連絡は開庁時間内に限る。）。

(3) 提出先 8(2)に同じ。

(4) 回答方法

質問はまとめて市ホームページへ回答を掲載する。なお、軽易な事項（実施要領又は仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがある。

### 11 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書提出届（様式2）

イ 企画提案書（様式3）

ウ 企業概要（様式4）

エ 実施スケジュール（任意様式）

オ 見積書（様式5：本事業に係る経費内訳を記載）

カ 関連業務実績表（様式6）

(2) 提出先 8(2)に同じ。

### (3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部：A4判、両面印刷、頁制限なし、カラー可、ホチキス止めとする。）ファイル綴じ込み等製本はしないこと。10部のうち、正本（1部）以外の副本（9部）には、参加事業者が特定できる語句及びマーク等を記載してはならない。

#### ※作成上の留意事項

- ア 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
- イ 各ページ中央下部にページ番号を付すこと。表紙を1ページ目とする。

### (4) 提出方法

郵送又は持参。郵送の場合は簡易書留又は書留とし、期限までに到着するよう発送すること。また、郵送日に必ず電話で郵送した旨を連絡すること（持参及び電話連絡は開庁時間内に限る。）。

## 1.2 審査委員会

プロポーザルの審査は、美濃加茂市女性デジタル人材育成事業委託業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

## 1.3 審査手順等

### (1) 書類審査（第1次審査）

- ア 第1次審査は、参加事業者が5事業者を超えた場合のみ実施する。
- イ 審査委員会は、提案書について、「1.4 審査基準」に示す審査基準にしたがって評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5事業者を選考する。ただし、参加事業者が5事業者に満たないとき、又は評価の満点の70%以下の参加事業者があるときは、5事業者に満たない参加事業者を選考することがある。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）

- ア プレゼンテーション 20分以内
- イ ヒアリング（質疑応答） 30分以内

※パワーポイント等でパソコンを使用する場合は、市が準備するスクリーン、プロジェクター及び電源コンセントを使用できる。それ以外に必要な機材（パソコン、プロジェクターとの接続コネクタ（推奨2メートル以上）、ポインター等）は各自持参すること。

ウ プロジェクター機種名：EPSON EB-W06

※プロジェクター側のコネクタ形状は、コンピューターケーブル（VGA）、USB-A、USB-B、HDMIの使用が可能。

エ 審査の順番については提案書等の受付順とし、説明者は、本業務の実施に当たって主たる担当者となることが想定される者を含めて1事業者3人以内

とする。なお、前述の主たる担当者は必ず出席すること。

(3) 審査の結果

審査結果は、全参加事業者に電子メール又は文書にて通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

## 1.4 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

1次審査 215点満点（その他加点15点含む）

2次審査 110点満点（その他加点10点含む）

(1) 企業評価

ア 企業理念・・・配点（1次審査20点、2次審査10点）

（ア） 業務に対する基本的な考え方や取組方針が、業務の趣旨や考え方と合致しているか。

（イ） 業務に取り組む意欲があるか。

イ 経営状況・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

経営母体の財務は健全であるか。

ウ 業務実績及び受入体制・・・配点（1次審査30点、2次審査15点）

（ア） 業務または類似した業務の受託実績はあるか。

（イ） 受入れできる人員体制はあるか。

(2) 技術力評価

ア 提案内容の的確性・・・配点（1次審査70点、2次審査40点）

（ア） 業務実施方針が地域の実情に合っているか。

（イ） 事業目的を理解しているか。

（ウ） 機能要件が仕様書に十分対応しているか。

イ 事業支援及び実現可能性・・・配点（1次審査50点、2次審査25点）

（ア） 実施計画が現実的なものであるか。

（イ） 実施計画が柔軟な調整が可能なものであるか。

（ウ） 市、受講者、就労支援機関等で連携が取れる仕組みがあるか。

(3) コスト評価

コスト評価・・・配点（1次審査20点、2次審査5点）

コスト削減に対する取り組みがあるか。

※コスト評価点の算出方法

見積価格が最低である者を1位として満点を付与する。他の者の得点は次の計算式で算出する（少数点以下は切捨て）。コスト評価点は機械的に算出されるため、ある参加事業者のコスト評価点は、審査員に関わらず同一点数となる。

コスト評価点 = (最低見積価格(税込) ÷ 当該見積価格(税込)) × (1次

審査の場合は20点、2次審査の場合は5点)

(4) その他

独自提案・・・加点（1次審査15点、2次審査10点）

独自提案として、仕様に記載のない追加提案はあるか。

※上記(1)から(3)までとは別に加点方式で加算する。

## 1.5 最優先候補者の選考

(1) 2次審査において、各参加事業者の点数は、各審査員が採点した合計点数（110点満点）の全審査員の合計とする。

(2) 審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて審査基準にしたがって審査を実施し、審査の最低基準点に達した者の中から、合計得点の最も高い者を最優先候補者、2番目に高い者を次点者に選考する。審査の最低基準点は満点の70%とする。

(3) 審査の結果、最優先候補者又は次点者が複数ある場合は、同点の者を比較して技術力評価の高い順に順位をつける。技術力評価も同点の場合は企業評価の高い順、企業評価も同点の場合は見積価格の低い順に順位を付ける（同点の場合の比較は、前述の最高点数又は最低点数の削除は行わずに集計した上で比較する。）。

## 1.6 業務価格の上限

業務にかかる概算業務価格の上限は、5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案書で提出された金額をもとに、最優先候補者から見積書を徴取して契約を締結する。

応募段階での見積金額が上記の上限金額を超える提案については、その段階で失格となる。なお、消費税率が変更された場合は、変更契約するものとする。

## 1.7 契約の締結

審査により、最優先候補者として決定した者と契約の締結交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者と交渉を行う。なお、契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。